本調査票ハ當該官廳ニ於テ秘密ノ取扱ヲ爲スモノトス
本調査票ハ四通提出スベシ
本調査票ハ一月末日迄ニ提出スベシ
昭和　年　月　日提出

乙號二第査票調

（工場）

※欄ハ記入ヲ要セズ
◎欄ハ道府縣ニ於テ記入スベキモノトス

◎第　號

事業開始年月

秘

一般工場調査期間	季節作業工場調査期間
自昭和　年一月一日	自昭和　年　月　日
至昭和　年十二月末日	至昭和　年　月　日

工場番號	※
年末現在職工數	

工場名		主要事業		備考
工場所在地				

品目		生産額				在庫額（期末現在）			
分類	細目	數量	單位	價額		數量	單位	價額	
					圓				圓
計									

※赤號生番

工業主ノ住所及氏名又ハ名稱並ニ捺印

總數　葉中第　葉

本調査票ハ一同一調査票ニ追加使用スベシ
但シ追加葉數ヲ明ニスベシ
本調査票ハ記入ニ内ノ欄ノ爲メニ數ヲ得ザルトキハ記入ニ代ルコトヲ得

記入注意

一　一般事項、調査の期間、工場名、工場所在地、主要事業、工業主の住所及氏名又は名稱並に捺印欄の記入に付ては調査票第一號乙記入注意參照

二　事業開始年月

1　事業繼承又は營業組織變更の場合と雖其の工場の最初の事業開始の年月を記入すべし

2　事業を變更したる場合には本票に記入したる主要事業を開始したる年月を記入すべし

三　當該工場の十二月末日に於ける職工數（第五號票の職工數と一致すべきものとす）を記入すべし

四　生産額

1　調査の期間内に實際生産したるものの總額を生産分類表に依り區別して記入し更に分類表に依る品目を出來得る限り細別して其の生産額を記入すべし例へば藥品の濃度、機械の寸度、形式等を異にする場合は之を別品目として細目欄に記入すべし

2　自家生産に係るものにして直に其の工場に於て原料及材料並に燃料及動力として使用する場合は其の使用したるものを別欄に記入し「自家使用」と附記すべし例へば棉花を購入して綿布を製造する工場にありては其の製造過程にある綿絲は生産分類表に指定してあるを以て分類品目欄に綿絲（自家使用）と記入し生産額欄には其の數量及價額を記入すべし尚製品たる綿布にして當該工場の職工等の衣類其の他に自家使用するものは之を記入すべからず

3　數量の單位は生産分類表に記載する所に依り成るべくメートル法に依るべし束、叺、棚、樽、箱等の如き慣用の單位は品目又は地方に依り實數量に差異ある場合多きを以て之が内容の説明を備考欄に附記すべし

生産分類表に數量を記載せざるものは價額のみを記入すべし

4　價額は調査期間内に生産したるものの中實際販賣濟みのものに付ては工場渡し値段に依り、未だ販賣せざるものに付ては調査期間末の市價に依り合算記入すべし但し圓單位とし端數は切捨つべし

自家生産に係るものにして直に其の工場に於て原料及材料並に燃料及動力として使用するものの價額は生産當時の市價に依り之を計算すべし

5　委託仕事として他に出し當該工場に於ては何等製造、加工又は修理を爲さざる生産品に付ては記入すべからず

他人の委託を受け其の製造又は加工にありては「加工賃」「修理料」と明記したる上其の金額を記入すべし

數量に付ては前掲(3)に同じ但し雜多の物件を製造加工又は修理する場合等の如く數量を記入すること著しく困難なるときは其の記入を省略するも妨げなし

五　在庫額

1　調査期間末現在の在庫額を生産分類表に依り區別して記入すべし

2　數量に付ては前掲に同じ

3　價額は調査期間末の市價に依り計算すべし

工場調査規則（昭和四年十一月二十八日商工省令第十七號）

資源調査法第一條ノ規定ニ依リ工場調査規則左ノ通定ム

工場調査規則（抄）

第二條　左ノ各號ノ一ニ該當スル工場ノ工業主ハ工場毎ニ毎年調査票第一號乙、第二號乙及第三號乙各四通ニ該當事項ヲ調査記入シ翌年一月末日迄ニ其ノ工場所在地ノ市町村長ニ之ヲ提出スベシ（該當工場略）

第三條　前條ニ規定スル工場ノ工業主ハ工場毎ニ毎年調査票第四號乃至第七號各三通ニ該當事項ヲ調査記入シ翌年二月末日迄ニ其ノ工場所在地ノ地方長官ニ之ヲ提出スベシ

前項ノ調査票ニハ樣式第一號ニ準ジテ作製シタル其ノ工場ノ平面圖三通ヲ添附スルコトヲ要ス

前項ノ工場ノ平面圖ハ本則ノ規定ニ基キ既ニ提出シタルモノニ變更ナキ限リ之ガ添附ヲ省略スルコトヲ得

第十條　鑛業法ノ適用ヲ受クル事業ヲ行フ工場及官公立工場ニハ本則ヲ適用セズ

（參照）

昭和四年四月十二日公布

法律第五十三號資源調査法（抄）

第一條　政府ハ人又ハ法人ニ對シ之ニ關スル報告又ハ資源調査ノ爲必要アルトキハ個